

職長等教育

1. 職長等教育とは

労働安全衛生法第60条で規定された、「一定の作業について、職長等に対する、作業を指揮、監督するために必要な知識等の教育で、法定教育の一つです。

実施義務は、事業者にあります。

労働安全衛生施行令第19条で規定されている対象業種は、製造業、建設業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械の修理業などです。

※製造業については、一部対象外のものがあります。

労働安全衛生規則第40条にカリキュラムが定められています。

①建設業は、安全衛生責任者教育を含むので、14時間を要します。

②建設業以外は、12時間を要します。

※実技講習はありません。

2. 講師派遣：

職長等教育の実施義務者である事業者（貴社）に、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部が、貴社に経験豊富な講師を派遣いたします。

講師を派遣する条件は次ページの通りとなりますが、派遣条件の最終決定は、貴社との打合わせにより決定させていただきます。

3. 出前講習：

事業者である貴社が、職長等教育を実施出来ない場合は、事業者に代わって安全衛生団体（例：労働安全衛生コンサルタント会）等が実施することが認められていますので、貴社からの委託内容に応じた代行講習を行うことができます。ご相談下さい。

当会が実施した場合、能力向上教育修了証の発行を致します。

お問い合わせ	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部 〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 神奈川労働プラザ 7 階 電話 (045) 633-3618 FAX (045) 633-3618 事務所対応時間： 毎週火曜日から木曜日の午前 10 時～午後 4 時 E-mail: info@conkana.org URL: http://www.conkana.org/
--------	---

講師派遣

講師	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員で、当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者としてします。
実施場所	貴社にて教育場所をご準備下さい。
研修人員	約 10 名から貴社の予定した人員で対応します。
実施期間	2日間とします。
実施内容	労働安全衛生規則第40条第2項によります。(ただし、建設業以外の業種が対象となります。)
必要な機材	PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー(3色)、拡声装置をご用意下さい。PC、その他必要な機材は講師が持参します。
テキスト	テキストは中央労働災害防止協会発行の「職長の安全衛生テキスト」を使用し、補助教材として講師準備のパワーポイント、ビデオ等を使用して行います。受講者の方々の講習資料のコピー、テキストの手配は貴社にて準備して下さい。弊社で用意することを希望する場合は、別途にお打合わせさせていただきます。
記録の保存	受講者、教育内容、講師等の記録については貴社にて保存して下さい。
修了証	修了証は貴社で発行して下さい。

出前講習

講師	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員で、当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者としてします。
実施場所	貴社の研修室を使用するか、当会が手配した研修会場を使用するかのいずれかを選択して下さい。
研修人員	約10名から30名程度
実施期間	2日間とします。
実施内容	労働安全衛生規則第40条第2項によります。(ただし、建設業以外の業種が対象となります。)
必要な機材	①貴社研修室使用の場合 PCプロジェクター、ホワイトボード、マーカー(3色)、マイク等を貴社で用意願います。PC、その他必要な機材は講師が持参します。 ②当会が手配した研修会場使用の場合 すべての機材は当会が準備します。
テキスト	テキストは中央労働災害防止協会発行の「職長の安全衛生テキスト」を使用し、補助教材として講師準備のパワーポイントを使用して行います。 その他講習用資料のコピー、配布等は当会が準備します。
記録の保存	受講者、教育内容、講師等の記録については貴社にて保存して下さい。
修了証	修了証は、当会が発行致します。

* 建設業の場合は、安全衛生責任者教育を2時間含む14時間となりますので、テキストも「安全衛生責任者の実務必携」を追加して実施するか、建設業労働災害防止協会発行の「職長・安全衛生責任者教育テキスト」を使用して実施します。